借入金　3,000,000 河井　克行　3,000,000 その他の収入　8 一件十万円未満のもの　8 4　支出の内訳 経常経費　1,379,346 備品・消耗品費　784,832 事務所費　594,514 政治活動費　15,908,146 組織活動費　13,848,709 機関紙誌の発行その他の事業費　818,582 宣伝事業費　66,000 政治資金パーティー開催事業費　752,582 調査研究費　947,745 寄附・交付金　5,000 その他の経費　288,110 5　特定パーティーの概要 ゆめづくり夢創造　15,320,000　千代田区 フォーラムｉｎＴＯＫＹＯ　ＰＡＲＴ21(236人) 6　資産等の内訳 〔借入金〕 河井　克行　3,000,000	［新設］ ［新設］ 3　資産等の内訳　不明

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第二百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、河井克行後援会「三矢会」連合会及び日本の夢創造機構から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和三年総務省告示第三百八十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを削り、訂正後欄に掲げる対象要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕 **河井克行後援会「三矢会」連合会** ［略］	〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕 **河井克行後援会「三矢会」連合会** ［同左］